

警報発令時及び自然災害等による 臨時休校の対応について（8. 1改訂）

1 警報発令時

（1） 朝から警報が出ている場合

- ・朝6時30分に「高潮」以外の警報（レベル3以上）が発令されている場合は、臨時休校とします。

※令和8年5月29日より、氾濫、大雨、土砂災害、高潮は情報名にレベルが付記されました。（例：レベル3大雨警報）

- ・警報発令状況については、「神戸海洋気象台のホームページ」から、新温泉町の気象状況を確認してください。また、他の方法（テレビのデータ放送等）でも確認できます。

（2） 学校給食について

- ・朝6時30分の時点で、新温泉町に「高潮・波浪警報」以外の警報が発令されている場合は、当日の給食はありません。

（3） 休校等の決定について

- ・朝6時30分以降に、警報が発令された場合の対応は、その時点の気象状況、通学路の状況、バス・列車の運行状況等に応じて、学校長が判断してください。

2 自然災害などの緊急時 （大型停電など）

- ・児童・生徒の安全確保のために学校長が必要と判断した場合臨時休校とします。

3 授業中に警報が発令された場合

- ・学校長が状況を判断し、指示します。

※「午前中授業、短縮授業、給食後一斉下校」等の措置を行う場合には、メール配信するとともに、緊急連絡先へ電話し、対応を確認したうえで徒歩通学については地区担当職員が各地区まで児童を引率します。また、下校中の危険が予測される場合は、保護者に学校までお迎えに来ていただく場合が考えられます。ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。